

給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第67号）が令和元年12月20日に公布され、給油取扱所において、火災予防上の危険がある等の場合を除き、建築物の周囲の空地においても物品の販売等の業務が行えることとされました（令和2年4月1日施行）。

当消防本部においても、下記の1及び2を遵守することにより、屋外での物品等の販売を行うことを認めております。

※火災発生危険や事故が発生した場合はこの限りではありません。

1 屋外での物品の販売等の業務に関する事項（規則第40条の3の6第2項第2号関連）

給油取扱所において屋外での物品の販売等の業務を行う場合には下記の事項に留意する。

- (1) 火災の発生や延焼拡大の危険性を増大させないように裸火等の火気を使用しない。
また、可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所では防爆構造の機器等を使用する。
- (2) 物品を展示する際は必要以上に積み重ねない。また、消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示しない。
- (3) 車両への給油、容器への詰替えや地下タンクへの荷卸し等、危険物の取扱い作業を行う際に必要な空間が確保されるよう、物品の配置や移動等の管理を適切に実施するための運用方法を計画し必要な体制を構築する。
- (4) 火災時における顧客の避難について、あらかじめ避難経路や避難誘導體制に係る計画を策定する。
- (5) 物品販売を行う場所は、人や車両の通行に支障が生じない場所とすること。なお、この場合において、必要に応じて、人・車両の動線をわかりやすく地盤面上に表示する若しくはロープ等で明確にする。

2 予防規程に関する事項（規則第60条の2第1項第7号及び第11号関連）

1において策定した計画を予防規程に明記すること。

新発田消防本部予防課危険物係
0254-22-8096
担当 太田、板谷越